

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	母子保健法にかかる健康診査等の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、母子保健法にかかる健康診査等の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

柏原市長

公表日

令和7年1月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健にかかる健康診査等の実施に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施し、これらの情報を管理する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧産後ケア事業の実施 ⑨未熟児の訪問指導の実施 ⑩こども家庭センターの事業の実施 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。
③システムの名称	①健康管理システム ②中間サーバー ③サービス検索・電子申請機能 ④申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
①母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95、96の項 (情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、71、80、95、112の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども部 こども家庭安心課
②所属長の役職名	こども家庭安心課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉子ども部 子ども家庭安心課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉子ども部 子ども家庭安心課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いについて「柏原市情報セキュリティに関する基準」に基づき、特定個人情報を保有する媒体の保管場所の施錠を徹底し、特定個人情報を保持する端末を使用する者を事務担当職員に限定する等の対策を行う事で、物理的安全管理措置及び技術的安全措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	健康福祉課長 山角 清治	健康福祉課長 酒井 享三	事後	人事異動のため
平成29年6月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課	柏原市大泉4丁目15番35号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課	事後	
平成29年6月13日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課	柏原市大泉4丁目15番35号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課	事後	
平成30年4月1日	②所属長	健康福祉課長 酒井 享三	健康福祉課長 松本 雅雄	事後	人事異動のため
令和1年12月17日	4.②法令上の根拠	別表第二の56の2、87の項	別表第二の56の2、69の2、87の項	事後	
		第19条第1項の7、第30条、第44条	第19条第1項の3、第30条第8号、第38条の3各号、第44条第1項の3	事後	
令和2年4月1日	②所属長	健康福祉課長 松本 雅雄	健康福祉課長	事後	項目変更のため
令和3年12月21日	4.②法令上の根拠	第19条第7項、別表第二の70の項	第19条第8項、69の2、別表第二の70の項	事後	
	5①部署	健康福祉課長	こども家庭安心課長	事後	部署名変更のため
	5②所属長の役職名	健康福祉課長	こども家庭安心課長	事後	課長名変更のため
	請求先	柏原市大泉4丁目15番35号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 こども家庭安心課	事後	
	連絡先	柏原市大泉4丁目15番35号 柏原市役所 健康福祉部 健康福祉課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 こども家庭安心課	事後	
令和4年6月6日	4.②法令上の根拠	第19条第8項、69の2、別表第二の70の項	第19条第8号、69の2、別表第二の70の項	事後	
令和5年6月6日	I 1②事務の概要		申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。	事後	
	I 1③システムの名称		③サービス検索・電子申請機能 ④申請管理システム	事後	
	II 1.対象人数	1,000人以上1万人未満 令和4年6月1日時点	1万人以上10万人未満 令和5年6月1日時点	事後	
令和7年1月24日	I-1 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊娠婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子保健手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施し、これらの情報を管理する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊娠婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨 ⑦低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑧産後ケア事業の実施 ⑨未熟児の訪問指導の実施 ⑩こども家庭センターの事業の実施 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 サービス検索・電子申請機能で受領した申請データは申請管理システムで照会する。	事後	
	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条 第1項 別表第一の49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第40条	番号法 第9条第1項 別表70の項	事後	
	I-4 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二における情報提供の根拠 別表第二の56の2、69の2、87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報と定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条1項の3、第30条第8号、第38条の3各号、第44条第1項の3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第8号、69の2、別表第二の70の項	(情報照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 95、96の項 (情報提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48、71、80、95、112の項	事後	
	II-1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
	II-2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
	IV-8.人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う新規追加項目
	IV-8 判断の根拠	—	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守し、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。	事後	様式変更に伴う新規追加項目
	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う新規追加項目
	IV-11 当該対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う新規追加項目
	IV-11 判断の根拠	—	特定個人情報の取扱いについて「柏原市情報セキュリティに関する基準」に基づき、特定個人情報を保有する媒体の保管場所の施設を徹底し、特定個人情報を保持する端末を使用する者を事務担当職員に限定する等の対策を行う事で、物理的安全管理措置及び技術的安全措置を実施している。	事後	様式変更に伴う新規追加項目